

人道は限りない力

第 33 回赤十字・赤新月国際会議

ジュネーブ 2019 年 12 月 9-12 日

第 33 回赤十字・赤新月国際会議

スイス、ジュネーブ

2019 年 12 月 9～12 日

誰も取り残さない災害関連の法律および政策

決議

## 決議

### 誰も取り残さない災害関連の法律および政策

第 33 回赤十字・赤新月国際会議は、

災害関連の法律に焦点を絞った以前の決議、中でもとりわけ災害リスク管理の法的枠組み強化に関する第 28 回赤十字・赤新月国際会議（国際会議）の最終目標 3.2、第 30 回国際会議の第 4 決議、第 31 回国際会議の第 7 決議および災害リスク管理に向けた法的枠組みの強化に関する第 32 回国際会議の第 6 決議、性暴力およびジェンダーに基づく暴力に関する第 32 回国際会議の第 3 決議、さらには環境悪化と気候変動がもたらす人道上の影響に関する第 30 回国際会議の第 1 決議と「宣言：Together for Humanity」を想起し、

1991 年 12 月 19 日の国連総会決議 46/182、およびこれらに関するその後の決議、ならびに自然災害分野での人道支援の国際協力に関するすべての国連総会決議を想起し、

さらに、『国際的な災害救援および初期復興支援の国内における円滑化および規制のためのガイドライン（the Guidelines for the Domestic Facilitation and Regulation of International Disaster Relief and Initial Recovery Assistance）』（いわゆる IDRL ガイドライン）を考慮した上で、国際災害支援の規制の枠組み強化を加盟国に奨励した 2018 年の国連総会決議 73/139 を想起し、

第 32 回国際会議以降、多くの国家が、とりわけ各国赤十字・赤新月社からの助言や支援を生かして、災害関連法の強化上実現した進展を歓迎し、「法律および災害リスク軽減に関するチェックリスト」を、第 32 回国際会議の第 6 決議で認められているように参照ツールとして生産的に活用した各国政府および各国赤十字・赤新月社を賞賛し、

2017 年の報告書『災害時の男女平等と性暴力およびジェンダーに基づく暴力からの保護に関する効果的な法と政策（Effective law and policy on gender equality and protection from sexual and gender-based violence in disasters）』および 2019 年の『法と災害対策・対応の多国間統合報告書（the Law and Disaster Preparedness and Response Multi-Country Synthesis Report of 2019）』の調査結果を含め、第 32 回国際会議以降国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）が災害関連法の分野でまとめた調査結果に留意し、

1.5°C の地球温暖化が及ぼす影響についての「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」の特別報告書を認め、

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で、国家元首および政府高官らが「誰も取り残さない」ことを誓い、「最も取り残された人々に第一に手を伸ばすべく努力する」ことを表明し、災害と気候変動へのレジリエンス関連の持続可能な開発目標のターゲットを含めたことに留意し、

仙台防災枠組が、「必要に応じ、法・規則・公共政策に関する国家・地方の枠組みの調和とさらなる整備」の促進の重要性と、「コミュニティの代表者に対して、関連する法的枠組みの中で、災害リスク管理関係の制度・プロセス・意思決定における明確な役割と任務を必要に応じて」割り当てることの重要性を強調したことに留意し、

p. 2

国連の気候変動枠組条約が気候変動への世界的な対応策を交渉するための主要な国際的な政府間フォーラムであることを認識し、

パリ協定の目的には、とりわけ「食糧の生産を脅かさない方法で、気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対するレジリエンスを高め、及び温室効果ガスについて低排出型の発展を促進する能力を向上させる」ことが含まれていること、さらに同協定は、その締約結国が「必要に応じて、適応計画のプロセスと、関連する計画、政策や貢献の開発または強化などの取り組みの実施に従事するもの」と述べていることに留意し、

災害、気候変動、環境悪化、脆弱性間の潜在的な相互作用、気候適応の取り組みを拡大する上で災害リスク削減が果たす触媒的役割、および持続可能な開発目標の達成において災害リスク削減が果たす重要な役割に留意し、

2019 年の国連気候変動サミット、世界適応委員会の「災害防止」アクショントラック (the Global Commission on Adaptation's "Preventing Disasters" Action Track)、ならびに「リスク情報を活用した早期行動パートナーシップ」の設立において、レジリエンスと適応に重点が置かれたことを認め、

国際赤十字・赤新月社連盟（以下、「連盟」という）が学術界のパートナーと共同で実施する、災害リスク管理と気候変動への適応の効果的な統合の優良事例に関する研究のイニシアティブに留意し、

さらに、災害関連法、災害対応・復興、気候変動への適応において各国政府を支援するための連盟と各国赤十字・赤新月社の既存の取り組みをに留意し、

とりわけ各国政府、世界気象機関、世界銀行、国連防災機関、気候リスク・早期警報システム（CREWS）イニシアティブおよび災害避難民プラットフォームなど、多くの関係者によるこの分野での重要な貢献に留意し、

必要に応じて、開発途上国と各国赤十字・赤新月社が法と政策を策定し、履行するためのリソースと能力構築の重要性を強調する。

**気候変動に対処する効果的な災害関連の法律、政策、戦略、計画は、**

1. 各国政府に対し、自国の既存の災害関連の法、政策、戦略、計画が、気象災害の進化するリスクに備え、対処するための指針となっているかどうか、災害リスク管理と気候変動適応の統合的アプローチを確保しているかどうか、リスク分析、計画策定、意思決定におけるジェンダー対応型のアプローチやコミュニティの関与を促進するものとなっているかどうかについて、調査を行うよう奨励する。
2. まだそれを行っていない各国政府に対しては、必要に応じて、以下の使用を含む災害リスク管理の革新的なアプローチを自国の法律、政策、戦略、計画に組み込むことを検討するようさらに奨励する。
  - a. 災害の影響を迅速に緩和するための対応資金を早期かつ適時に拠出できるような予測に基づくトリガーを含む、先行的な資金援助
  - b. さまざまなリスク移転メカニズム
  - c. 災害レジリエンスを強化し、支援を円滑に届け、災害後に必要に応じて生活を再建するための社会的保護プログラムおよびメカニズム

p. 3

- d. 被災者を支援するための現金・バウチャー支給プログラム
  - e. 既存のリスクを軽減し、新たなリスクの発生を防ぐための予防対策
  - f. コミュニティのインフラのレジリエンスを高めるためのリスク情報に基づく災害前資金提供
3. 新しい「法および災害対策・対応に関するチェックリスト」（新チェックリスト）を、各

国政府が適用可能な場合に国・県・地域レベルの災害対策・対応のための国内の法的枠組みを見直す上で役立つ、拘束力はないながらも重要な調査ツールとして認識する。

4. 各国に対し、各国赤十字・赤新月社、IFRC、関連する国連機関、地域の市民社会、民間企業、教育機関、学術研究機関、およびその他のパートナーの支援のもと、災害対策・対応に関する自国の法、規制、政策の内容と実施状況を評価し、必要に応じて改善するために新チェックリストを使用するよう要請する。
5. 国際災害援助の促進と規制および国内のリスク軽減に関する強固な法や政策の重要性、ならびに「IDRL ガイドライン」と「法および災害リスク軽減に関するチェックリスト」について、各国が適用可能な場合にそれぞれ国際支援の管理と国・県・地域レベルの災害リスク軽減とを目的とした国内の法的枠組みを見直す上で役立つ拘束力のない調査ツールとしてのその有用性をあらためて表明する。

**災害関連の法、政策、戦略、計画において、さらに気候変動適応の計画、政策、貢献において、誰も取り残さない**

6. 気候変動と環境悪化が人道上の影響を及ぼし、貧困、避難、健康リスクに寄与し、暴力や紛争を悪化させる可能性のあること、さらには最も脆弱な人々に非常に大きな影響が及ぶこと、とりわけ小島嶼開発途上国が特有な課題に直面することを認識する。
7. すべての人の適切な保護と包摂を確保する上で災害リスク管理に関する既存の法、政策、戦略、計画が果たす役割を認識し、各国が最も脆弱な人々への注力を取り入れ、こうした人々の意味のある参加の促進を確保するよう呼びかける。
8. 災害関連の法、政策、戦略、計画、気候変動適応の計画、政策、貢献が以下のようになっているか、国家が必要に応じて検討するよう奨励する。
  - a. あらゆる形態の差別から保護する
  - b. 見過ごされている可能性のある人々および最も脆弱な人々の権利と特有のニーズに対処する
  - c. 性別、年齢、障害別のデータの収集と保護を確実にする
  - d. データの収集に関し、可能な場合は事前に説明を行い、承諾を得る
  - e. 男女平等を促進し、女性と女兒がリーダーおよび意思決定の役割を担うよう奨励する
  - f. 性暴力およびジェンダーに基づく暴力の危機管理計画、性的搾取および性的虐待からの保護、子どもの保護、大人に付き添われていない子どもや主たる養育者と離

ればなれになった子どものケアを確保する

#### P. 4

- g. 災害対応と復興の一要素として、メンタルヘルスと心理社会的支援を含めた基本的な保健サービスと医療サポートへのアクセスを促進する
  - h. 災害によって離ればなれとなった人が家族とのつながりを取り戻すサービスへのアクセスを促進する
9. 早期警戒システムを含め、気候による災害の対策・対応のイニシアティブに関するコミュニティベースのボランティア活動と意識向上における若者の重要な貢献を認識し、国際会議の全メンバーに若者との関与を続けるよう奨励する。

#### 支援と研究の拡大

10. 各国赤十字・赤新月社に対し、人道分野の公的機関の補助機関として、災害リスク管理と気候変動適応に関連する効果的な法的および政策的枠組みの開発と実施について各国政府に助言と支援を提供し続けることを奨励する。
11. 連盟に対し、技術支援、能力開発、ツール、モデルおよびガイドラインの開発、アドボカシー、継続中の研究、国家間での経験・技術・優良事例の共有の促進を通じて、本決議で言及された関心分野に関するものも含め、災害法の分野において、各国赤十字・赤新月社および各国政府を引き続き支援するよう要求する。
12. 災害の影響を受けた人の人道的ニーズを満たし、自然にもとづく解決策を含め、コミュニティレベルで災害リスク軽減および気候変動適応行動を促進することを目的として、各国およびその他関係機関、特に若者および若者ボランティアと協力するための各国赤十字・赤新月社の努力を歓迎し、気候変動に関連して進化するリスクに照らした取り組みの拡大を奨励し、それを可能にするために各国が資源を配分することを奨励する。
13. 災害と気候リスクを軽減し、レジリエンスを高めるため、人道、開発、気候変動への適応の取り組みの間のリンクを強化する上での、各国政府、地域組織、各国赤十字・赤新月社、連盟間の協力を奨励する。

#### 普及と見直しを確実に行う

14. 災害関連の法、規則、政策の強化に関する継続的な対話のための重要な国際フォーラムの一つとしての国際会議の重要かつ継続的な貢献を再確認し、さらに、気候変動への適応のための国内の法的および政策的枠組みに関する対話への貢献を歓迎する。

15. 各国、各国赤十字・赤新月社および各国赤十字・赤新月社と連携する連盟に対し、関連する国際組織および地域組織の注意を喚起することなどによって、適切な利害関係者に本決議を広めるよう要請する。
16. 連盟に対し、各国赤十字・赤新月社と協議の上、本決議の実施状況に関する進捗報告書を第34回国際会議に提出するよう要請する。